

江東西あおいろ会報

社団法人 江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3-1-2
 TEL 03 (3649) 4178 FAX 03 (3649) 6876
<http://nishiaoiro.sakura.ne.jp/>



平成 26 年 1 月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成 26 年 1 月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が 300 万円を超える方です。

👉 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

👉 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

👉 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法廷帳簿)	7 年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5 年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5 年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

ご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

(社)江東西青色申告会 03-3649-4178

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています

平成 24 年分から適用される主な税制改正について

👉 給与、退職所得等について源泉徴収した

所得税の納期の特例の納期限の改正

源泉徴収に係る所得税の納期の特例について、7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限は翌年1月20日となります。(現行:翌年1月10日)

※この改正は、平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用されます。

👉 生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額が 現行の10万円から12万円に引き上げられます。

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。

なお、保険期間が5年未満の生命保険などの中には、控除の対象とならないものもありますのでご注意ください。

	旧契約 H23.12.31 以前	新契約 H24.1.1 以後
	適用限度額	適用限度額
一般生命保険料控除	5万円	4万円
個人年金保険料控除	5万円	4万円
介護医療保険料控除	—	4万円
合計適用限度額	10万円	12万円

👉 少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入特例の延長

一定の要件を満たす青色申告者が、平成18年4月1日から平成26年3月31日までに取得した取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産については、一定の要件の下でその取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの取得価額の合計額をその業務の用に供した年分の必要経費に算入できるという特例があります。

	取得価額	償却方法
青色申告者のみ	30万円未満	全額必要経費算入(即時償却)
すべての事業者	20万円未満	3年間で均等償却(残存価額なし)
	10万円未満	全額必要経費算入(即時償却)

*** 減価償却費の計算します ***

平成24年中に、30万円以上の器具・備品を購入した方、車両の下取り・入れ替えをした方、60万円以上の修繕改装などあった方は、事前に事務局までご連絡頂ければ減価償却費を計算致します。ご利用ください。

区民まつり ご報告

過日は区民まつりにご協力いただきありがとうございました。

当日は天候にも恵まれ、お陰様を持ちまして 179,400 円を売上げることが出来ました。この売上全額を、社会福祉法人 江東区社会福祉協議会へお届けする予定です。詳細は後日ご報告致します。

各役員・支部理事をはじめ多くの方々にご理解と御賛同を頂き、一同、深く感謝するとともに、今後も会事業に力を入れて行こうと決意を新たにす次第でございます。今後とも御指導御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

社団法人江東西青色申告会 役員一同



屋形船研修会 ご案内 ～事業厚生委員会～

江戸情緒を感じるなら屋形船。美しい夜景と揚げたての天ぷらを、風情溢れる屋形船で楽しみませんか。もちろん、しっかり研修いたします。

日時 平成25年3月24日(日)18:30集合 19:00出発

場所 釣舟橋 富士見 (東京都 江東区 古石場 2-18-5)

定員 100名

会費 6,000円(1名様)

ご予約は青色申告会03-3649-4178まで

事務局からのお知らせ

- ◆ 12月は会費引落月です。該当する方には請求書を会報と共にお送りしています。
 - 口座振替をご利用の方は平成24年12月6日(木)に24年10月～24年3月分(6か月)または4月～3月分(12か月)の会費を、ご指定の口座より引き落としさせていただきます。残高の確認をお願い致します。
 - 郵便払込をご希望されている方は、次号の会報と一緒に払込用紙をお送りいたします。
 - 会費の納入は便利な口座振替をご利用ください。
- ◆ 引越しや移転等により住所や電話番号に変更があった場合には速やかにご連絡ください。



11月の行事

青色クリーンキャンペーン

銀座の街をキレイにしながら
交流の和を広げませんか。

日時：11月17日 13:00集合

場所：日比谷公園 ~ 銀座・有楽町

詳細・参加申込は11月9日までに
(社) 江東西青色申告会

TEL: 03-3649-4178

10月の報告

第二回 女性部青年部合同会議

3日 水曜日 会館3階

今回で二回目の会議、これからも女性部・青年部
協力し合い青色申告会を盛り立てていくことを
確認し合いました。

第三回 正副部長会議

3日 水曜日 会館3階

下期の事業スケジュール確認をしました。

第三回 青年部事業委員会

10日 水曜日 会館3階

都税事務所による勉強会の内容確認と、年内の
事業・新年会のスケジュール決定をしました。

東青連秋季合同会宿

14・15日 日・月曜日 箱根 ホテル南風荘

「インターネットの可能性」「ここでしか聞けない
体の話」と2部構成。インターネット可能性
のレポートと、東洋医学の種類、体の歪みの
レクチャーを受けました。

区民まつり

21日 日曜日 都立木場公園

当日は好天に恵まれ、コロケ、フライドポテト、
焼き鳥、生ビール、ジュース、全て完売しまし
た。売上金は、社会福祉法人 江東区社会福祉
協議会へ全額寄付の予定です。

固定資産税勉強会

25日 木曜日 会館3階

都税事務所より職員を迎え、固定資産税明細書
の見方や償却資産などわかりやすく教えて頂き
ました。

11月は、所得税の予定納税 第2期分の納付月です。

納付期間は、11月1日から11月30日まで
(振替納税の方は、11月30日(金)に)

予定納税の減額申請手続きがあります。

提出期間 11月1日から11月15日まで!

前年と比較して次のような方は、

税務署へご相談ください。

- ・廃業や休業、失業された方
- ・事業を法人組織にされた方
- ・業績不振で明らかに所得が減少した方
- ・災害や盗難、横領による損失がある方
- ・多額の医療費がかかった方 など

相談先 江東西税務署 個人課税第1部門

電話番号 03-3633-6211 (代表)



知って得する保険節約勉強会

今ある保険をライフスタイルに合わせて
変更するだけ

日時：12月7日

場所：青色会館3階

申込みは事務局まで

TEL:03-3649-4178

有) エヌ・ジー・エフ
アブラック募集代理店
水村 凱次
東京都江東区住吉1-19-1
ツインタワー住利住吉館107
TEL:03-3846-1845

青年部 スケジュール表

11月	7日	第4回 正副部長会議
	17日	青色クリーンキャンペーン
12月	7日	知って得する保険勉強会 (開催時間 18:30~20:30)
	12日	女性部青年部合同企画 税務署職員による勉強会 (開催時間 14:00~16:00)
	21日	東青連 第4ブロック会議 青年部・忘年会
1月	17日	青年部 新年賀詞交歓会